2026.6.1-

身体的拘束最小化推進体制加算について

当院では、患者さんの尊厳と安全を守るため、身体拘束最小化推進委員会を中心に身体拘束を行わないケアに取り組んでいます。

身体拘束は、患者さんの行動を制限することで身体的・精神的な負担を与える可能性があるため、原則として行いません。

転倒・転落防止や治療上の安全確保が必要な場合には、環境調整や見守りの強化など、身体拘束以外の方法を優先して検討します。

ただし、患者さんご本人または他の患者さんの生命・身体に重大な危険が及ぶ可能性があり、他に代替手段がない場合には、緊急かつ一時的に身体拘束を行うことがあります。

その際は、

・医師の指示のもとで実施します
・必要性を慎重に判断します
・ご本人・ご家族へ説明を行います
・定期的に見直し、早期解除に努めます

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人
諸隈病院
MOROKUMA HOSPITAL